

(様式2)

誓約書

北島町における体育施設ネーミングライツ事業パートナー企業募集につき、次に掲げる事項に相違のないことを誓約します。

- 1 北島町体育施設ネーミングライツ事業パートナー募集要項「4 応募資格」に該当する企業又は団体であること。
- 2 契約期間中は、施設命名権料を遅滞なく納付すること。

また、北島町が確認のため、次の書類の提出を求める場合は、速やかに提出します。

- 1 法人登記全部事項証明書 (原本)
- 2 過去3年間の決算報告書 (任意様式)
- 3 納税(町、県、国)に関する証明書

令和 年 月 日

北島町長 古川保博 様

所在地

企業名

代表者名

印

<北島町体育施設ネーミングライツ事業パートナー企業募集要項>

4 応募資格

次の(1)、(2)、(3)、(4)のすべてに該当する企業又は団体とします。

(1) 徳島県内に活動拠点(本社、支店、営業所、店舗等)を有し、事業を行っている法人又は団体であること。もしくは、募集の趣旨に賛同し、ネーミングライツパートナーとなる事を希望する法人格を有する団体とします。ただし、政治団体、宗教団体及び次の各号に該当する者は、応募できません。

(2) 次に掲げる業種等に該当しないこと。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)で規制されるもの

イ 賭博・ギャンブル(宝くじに係るものを除く)に係るもの

ウ 法律に定めのない医療類似行為に係るもの

エ 特定商取引委に関する法律(昭和51年法律第57号)に規定する訪問販売、通信販売、電話勧誘販売、連鎖販売業又は業務提供誘因販売業を営む者。ただし、主として通信販売を業として営む者で、同法第30条に規定する法人を除く

オ 貸金業法(昭和58年法律第32号)に規定する貸金業を営む者

カ 社会問題を起こしている業種又は事業者

キ 破産社で復権を得ない者

ク その他、町有資産の活用を行う業種又は業者として、適当でないと認められるもの

(3) 法律・法律に基づく命令・条例・規則等に違反した者、国、県、町の指名停止措置を受けている企業又は団体でないこと。なお、契約期間内においてこれらに該当するに至った場合も同様とする。

(4) 暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有すると認めるに足りる相当の理由のある企業又は団体でないこと。